

吉富町職員の営利企業への従事等の許可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定による職員の営利企業への従事等に関する許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の許可を受けるべき地位)

第2条 法第38条第1項の規則で定める地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員、清算人、発起人及びこれらに準ずる地位とする。

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。）から法第38条第1項の規定に基づく許可の申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り営利企業への従事等を許可することができる。

(1) 職員の占める職と兼ねようとしている地位又は従事しようとしている事業若しくは事務との間に相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと。

(2) 職務の遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと。

(3) 職員及び職務の品位を損なうおそれがないこと。

(許可の申請)

第4条 職員は、営利企業への従事等に関する許可を受けようとするときは、書面により任命権者に申請しなければならない。

(従事の許可)

第5条 任命権者は、前条の申請があったときは、当該申請が許可の基準に適合するか否かを審査し、許可若しくは条件付許可又は不許可を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による許可は、原則として2年を超えない期間についてするものとする。ただし、許可基準への適合が明らかであると町長が認めるものに該当する場合については、この限りでない。

(従事内容の変更)

第6条 前条の許可を受けて営利企業への従事等を行う職員（以下、「従事職員」という。）は、人事異動等により職務内容の変更が生じたとき又は許可を受けた従事内容等に変更が生じたときは、速やかに変更許可を書面により任命権者に申請しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申請があった場合には、変更後の内容が許可の基準に適合するか否かを審査し、許可若しくは条件付許可又は不許可を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 従事職員は、毎年度4月から9月の活動について10月末までに、10月から3月の活動について4月末までに、それぞれ営利企業への従事等に関する実績を書面により任命権者に報告しなければならない。

(従事の終了)

第8条 従事職員は、許可を受けた従事を終了したときは、速やかにその旨を書面により任命権者に報告するとともに、前条の規定による実績報告を行わなければならない。

(許可の取消し)

第9条 任命権者は、前条の報告を受けたとき又は第5条の規定による許可をした後において、職の変更、事業の変更その他の理由により第4条に規定する要件を欠くこととなったときは、速やかに許可を取り消し、その旨を書面により当該職員に通知するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるものを除くほか、営利企業への従事等に関する許可に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までになされた営利企業への従事等にかかる許可、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。